三　教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四　別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

五～十二　（略）

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	八	
	臨床検査の基礎とその疾病との関連	五	
	保健医療福祉と臨床検査	四	
	医療工学及び医療情報	四	
専門分野	病態学	七	
	血液学的検査	四	
	病理学的検査	五	
	尿・糞便等一般検査	三	
	生化学的検査・免疫学的検査	六	
	遺伝子関連・染色体検査	二	
	輸血・移植検査	四	
	微生物学的検査	六	
	生理学的検査	十	
	臨床検査総合管理	六	
	医療安全管理	二	
	臨地実習	十二	一単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を行うこと。

三　教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

四　別表に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

五～十二　（略）

別表

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	八	
	医学検査の基礎とその疾病との関連	五	
	保健医療福祉と医学検査	四	
	医療工学及び情報科学	四	
専門分野	臨床病態学	六	
	形態検査学（新設）	九	
	生物化学分析検査学（新設）	十一	
	病因・生体防御検査学（新設）	十	
	生理機能検査学（新設）	九	
	検査総合管理学	七	
	医療安全管理学	一	
	臨地実習	七	実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。